**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道亀田郡七飯町大中山二丁目一六番、最後の住所北海道亀田郡七飯町大中山二丁目一六番三号　被相続人　亡　磯　一真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

北海道亀田郡七飯町大川六丁目八番八号

相続財産管理人　中川　祐介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県二戸郡一戸町一戸字向町三九番地、最後の住所岩手県二戸郡一戸町一戸字向町二二番地　被相続人　亡　田村　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地

福新ストア一階

相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県一関市千厩町磐清水字下向七三番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅原　和治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

岩手県一関市千厩町千厩字北方二二番地二

相続財産管理人　司法書士　加藤　勝彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県常陸太田市花房町二〇九番地一、最後の住所茨城県常陸大宮市若林一〇〇〇番地の一五九　被相続人　亡　石崎三喜郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号中村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小松原裕介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉市中央区神明町一一七番地、最後の住所千葉市稲毛区あやめ台三番一五棟五〇六号　被相続人　亡　岡本　曉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル五階　藤井・滝沢綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙塚　真希

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都荒川区東尾久六丁目一二三四番地、最後の住所東京都荒川区荒川五丁目四〇番一号第二ＮＤビル二〇一　被相続人　亡　山川　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所東京都中央区築地二―一〇―五寿ビルディング七階金井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金井　重彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都渋谷区神宮前三丁目二四五番地、最後の住所東京都渋谷区西原一丁目四〇番一一号ライフピア西原三〇八　被相続人　亡　錦織美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

東京都新宿区左門町一三番地一号　四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都世田谷区玉川二丁目二八番、最後の住所東京都世田谷区玉川二丁目二八番七―五〇二号　被相続人　亡　大澤　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都江戸川区東葛西三丁目八六番地、最後の住所東京都江戸川区東葛西一丁目四四番八号　被相続人　亡　吉橋　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都品川区小山三丁目二一番、最後の住所東京都新宿区西早稲田三丁目四番三号サンレイ早稲田四〇三　被相続人　亡　畠山　照彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県秦野市渋沢一一〇〇番地一三、最後の住所神奈川県秦野市渋沢一一〇〇番地の一三　被相続人　亡　加藤　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　逸人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都町田市東玉川学園二丁目三三一九番地四二、最後の住所神奈川県三浦市東岡町六番二八号　被相続人　亡　伊藤　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

神奈川県逗子市逗子一丁目五番四号一二八ビル五階ｂ　逗子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　手島　万里

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県小田原市堀之内三二三番地三、最後の住所神奈川県小田原市堀之内三二三番地三　被相続人　亡　四ツ倉誠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬口　朋英

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市東岩瀬町一七五番地、最後の住所富山県滑川市清水町一四番三号　被相続人　亡　永割　昌樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十八日

富山県富山市今泉西部町九番地の一　富山今泉西部ビル二〇七号室

相続財産管理人　弁護士　大浦　清和